

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品が原因で起きた事故かどうか不明であると判断した案件について

平成 20 年 7 月 4 日  
消費・安全局消費・安全政策課  
生産局生産技術課

消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号。以下「消安法」）第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品が原因で起きたか否かが特定できていない事故として公表した別紙の案件については、消費経済審議会製品安全部会『平成 20 年第 2 回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品が原因で起こった事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、その理由を付して公表することとしています。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

詳細は別紙のとおりです。

#### 【参考】消費生活用製品安全法

（主務大臣への報告等）

#### 第 35 条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を主務大臣に報告しなければならない。

(別紙)

事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	備考	製品が原因で起きた事故かどうか 不明であると判断した理由
平成19年10月8日	平成20年1月25日	耕うん機(歩行型)	F501K2	本田技研工業株式会社	死亡1名	当該機器を使用して作業中に、当該機器のロータリーに両足が巻き込まれ、死亡する事故が発生した。	神奈川県		調査の結果、ロータリー(耕うん爪)は操作を行う位置から離れて配置(ハンドル側前方)されており、通常の使用では接触するような距離にはないことから、使用者が回転中のロータリーに近づいてしまい、足が巻き込まれたものと思われるが、事故発生時の状況が不明であるため、原因の特定には至らなかった。